

SUNEDISON, INC.

2013年9月

海外贈収賄禁止方針

方針宣言文。本方針は当社およびその子会社・関連会社に適用される方針であり、当社およびその子会社・関連会社の役員・取締役・社員、当社およびその子会社・関連会社の代表者またはアドバイザーとしての役割を果たす個人や団体は、1977年制定米国海外腐敗行為防止法（「FCPA」）およびその修正案、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する経済協力開発機構の条約に規定された原則（「OECD 贈賄防止条約」）、英国贈収賄防止法、およびそれらに類似の、当社に適用される反腐敗・賄賂禁止法規を（設立司法権または営業活動の実行によって）完全に遵守しなければならない。本方針では、当社およびその子会社・関連会社は、「当社」と総称される。

方針書。当社の取締役は、本方針の導入ならびに施行に関する指針として、海外贈収賄遵守プログラムおよび手引書（以下単に「手引書」と称する）方針を作成して維持することになっている。本手引書は当社の海外事業または海外運営に従事する社員・役員、法務部に勤務する社員・役員、当社の資金を管理する社員・役員、当社の帳簿や記録に影響する取引記録の責務を有する社員・役員全員に配布される。

本方針の管理。本方針は、取締役会および当社法令順守担当で構成される監査委員会によって管理される。各委員の連絡先は本手引書に記載されている。

FCPA 要件。FCPA では2つの基本的な要件を定めているが、それについて以下で概説する。

FCPA の対象となる個人および団体は、海外の政府職員、海外の政党、海外の政党役員または議員候補者に、賄賂の目的で、金銭を支払ったりまたは有価物品を贈与してはならない。また、こうした支払や贈与を提案してはならない。こうした支払や提案が、FCPA によって禁止されている行為を発生させる意図で故意にかつ自主的に実施された場合、賄賂と見なされる。「海外の政府職員」とは、海外の政府機関、国際機関およびその部署や外郭団体の役員または被雇用者、ならびに、かかる政府や団体のために公務を執行する者を指している。これには、公社や国営企業の被雇用者も含まれる。FCPA では、本規定の対象者または対象団体が、それ以外の人物や団体との取引の獲得または維持もしくは取引誘導の目的で、前出の海外の政府職員に対する金銭や物品の供与を提案または確約する行為を禁止している。

米国株式市場で取引される米国預託証券（ADR）を所有する海外企業を含む、米国株式市場で株式が取引されている企業は、合理的に細部まで記載された正確な帳簿や記録を作成・維持し、社内管理にふさわしいシステムを考案し維持するよう要求されている。記録維持や会計に関する規定は、支払の金額や形式に関係なく、また、海外政府職員に関連する支払であるか否かに関係なく、あらゆる支払に適用される。

FCPA およびその他の法規の適用。米国内で組織され米国株式市場に上場されている企業として、SunEdison, Inc. は、自社の事業活動だけでなく、それが管理している米国内および米国外のあらゆる

る企業の事業活動に関して FCPA の全要件を遵守しなければならない。FCPA は、当社の役員・取締役・社員、当社が管理する団体の役員・取締役・社員、当社および当社が管理する団体のために事業を遂行する他の人物や団体によって当社の知りうる範囲内で実行される行為にも適用される。さらに、当社に雇用される米国居住者や当社のために事業を遂行する米国居住者も、FCPA の対象となる。FCPA の対象とならない米国外の人物や団体であっても、米国内で禁止されている行為に何らかの形で関与した場合、FCPA の処罰の対象となる。当社の身分は米国上場企業であるという事実、および、当社の運営範囲や管理方針を考慮すると、FCPA は当社のあらゆる事業運営や社員に適用されると見なされる。

役員。FCPA は、社員の身分や地位に関係なく、海外の政府職員に対する金品の贈与に適用される。FCPA の規定では、海外の政府職員とは、国、州、都道府県、郡、区・市町村など米国外のあらゆる地位の職員を含み、さらに、米国外の政府によって所有・管理・運営される私企業のあらゆる地位の職員も含まれる。さらに、FCPA では、国際通貨基金、欧州連合、世界銀行等の国際組織の職員も海外の政府職員と見なされている。

第三者と知識。FCPA では、仲介者を經由した賄賂の提供・確約・支払も禁止している。したがって、FCPA の対象となる個人や団体は、海外の政府職員に対する金銭支払の間接的な提案や確約、および実際の支払が、代理店や合併事業パートナー等の第三者の仲介者を介して実行され、最終的な受領者が海外の政府職員であることを熟知している場合、それを行ってはならない。熟知とは、前項の支払が行われる可能性のある事実を意識的に軽視したり意図的に無視することを含む。支払には、有価物品の移転も含まれる。

許可された支払。FCPA には、海外の政府職員に対する支払または恩恵が許可される場合として、以下の 3 つの狭義の支払区分が明記されている。(1) 関連国の制定法や規則で順法と認められている支払。(2) 海外の政府職員による、または海外の政府職員が職務遂行のための納得のいく金額の真正な支払。(3) FCPA の対象外であり、政府の通常の職務を確保するために低職位層の政府職員に支払われる小額の支払。政府の通常の職務の中には、政府職員による特定の人物または団体との間に新しい取引を締結したり取引の継続を決定することは含まれない。

本手引書で特別に指定された支払手続に従って支払やその確約が許可された場合を除き、当社の社員によって、または、当社社員を代行して、政府職員に金銭の支払を実行または確約することは禁止されている。

罰則。賄賂に関する FCPA 条項に違反した個人は、5 年以下の懲役または 10 万ドル以下の罰金刑に処される。この場合、雇用者は FCPA 違反の罰金を肩代わりしない。さらに、FCPA に違反した当社社員は、懲戒免職処分に処される可能性がある。独立契約業者として当社にサービスを提供している個人や団体も、FCPA に違反した場合、契約上で当社から提供されると規定されている報酬の支払が停止され、その違反を理由に契約が打ち切られる。当社または当社の担当社員は、禁止行為実行犯の個人や団体が FCPA に違反したことで被った損害に対して、その賠償を請求することができる。

OECD 贈賄防止条約の要件。OECD 贈賄防止条約では、条約調印国に、海外の政府職員に対する賄賂を禁止し、正確な帳簿・記録・財務諸表の作成と維持を義務付ける法規を制定するよう要求している。

(a) **OECD 贈賄防止条約の適用範囲。**OECD 贈賄防止条約では、取引の獲得や維持等の不正な目的で行われる支払も対象となり、手続の円滑化を目的とした支払を禁止しているため、その適用範囲は FCPA よりも広範囲である。一方、OECD 贈賄防止条約では、海外政府職員として政党や選挙候補者が含まれていないため（すなわち、こうした人物への支払が禁止されていないため）、この点では FCPA よりも適用範囲が狭い。

(b) **適用範囲の拡大：**OECD 贈賄防止条約では条約調印国に、以下の各項目に関する適用範囲の拡大を要求している。(1) 容疑者が自国民か外国人かにかかわらず、条約調印国で発生した海外政府職員に対する贈賄、(2) 自国民が他国で犯した海外政府職員に対する贈賄。米国では、OECD 贈賄防止条約の適用範囲の拡大を受けて、1998 年に FCPA を改正した。

(c) **その他の OECD ガイドライン。**OECD では、OECD 贈賄防止条約以外に、責任ある事業遂行のための推奨事項を盛り込んだ、「多国籍企業向けガイドライン」を採用した。推奨事項の一つに、以下のような他国籍企業の賄賂防止案がある。

- 贈収賄を実行しない。
- 代理店との間で健全な関係を維持する。
- 事業活動の透明性と開放性を維持する。
- 社員に企業方針を公表し、それに関する訓練プログラムを確立する。
- 贈収賄を防止するための経営管理を採用し、正確な簿記を要求する。
- 不法な政治献金を行わない。

英国贈収賄防止法の要件。英国贈収賄防止法では次の 4 つの違反を定めている。

- 贈収賄に関する一般的違反 2 件。
- 海外政府職員に対する個別の違反
- 賄賂防止策不実行に関する企業の違反

企業に適用される違反行為は、賄賂防止対策の不実行のみである。どのような手順が適切な賄賂防止策となりえるか、国によってその解釈が異なる。かかる解釈には、法務大臣および検察庁が発行する **6 つの指針原則**を考慮する必要がある。

英国法務大臣による 6 つの指針原則を、以下のようにまとめることができる。

1. バランスのとれた手続。贈収賄防止手続は、(a) 直面したリスクおよび事業の規模や複雑度に比例し、(b) 明確で実務的であり、わかりやすく適切な方法で導入され実施されていること。
2. 上級取締役の努力。上級取締役は、取締役レベルで贈収賄防止の責務を果たし、賄賂を容認しない社風を促進すること。
3. リスク評価。リスクを評価する際には、社内および社外のリスクを考慮し、定期的にリスク評価を実施し、その結果を文書に記録しておくこと。
4. デューデリジエンス。デューデリジエンスは、(a) 企業のためにサービスを遂行する当事者に対して実施され、(b) 適切かつリスクベースで実施されること。
5. 伝達。伝達と訓練は(a) 贈収賄防止方針やその手続を企業全体に徹底させ、(b) 違反を報告させるために社外業者に委任して安全で秘密厳守の通告手順を確立する。
6. 監視と見直し。定期的に監視して見直すことにより、現行の贈収賄防止策が有効であることを評価し、改善が必要な部分を識別して改善策を導入する。

教育と監視。当社の取締役は、海外での事業運営に関与する取締役・役員・社員、法務部に勤務する弁護士、当社の資金を管理する取締役・役員・社員、当社の帳簿や記録に影響する取引を記録する取締役・役員・社員、および、本手引書で適宜規定されている特定の代表者に対して、贈収賄防止教育や訓練を提供するプログラム、ならびに、当社の団体・社員・役員・管理職・代表者が本方針を遵守しているか否かを積極的に監視する目的のプログラムを導入して維持することになっている。かかるプログラムの詳細は本手引書に詳述されている。当社の役員・管理職・社員・代表者は、定期的に、FCPA、OECD 贈賄防止条約および本方針への遵守を宣誓することになっている。

詳しい情報。本方針は重要な贈収賄防止法規やそれに関する問題を概説するものであるが、質問に対する回答や特定の問題に関する詳述書が入手できる。本方針または本手引書に関して質問がある場合は、本手引書に記載された法令順守役員に照会されたし。